第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	8以上
（略）	
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	5以上
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	8以上
第二条第四十六号の自動運行装置	

（装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
1　（略）	1　（略）
（経過措置）	（経過措置）
2　この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定（令和三年八月三十一日以前に行われたものに限り、座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置に係るものを除く。）は、令和五年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。	2　この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、当分の間、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。
3　旧規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定（座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。	（新設）

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第五条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定共通構造部）	（指定を受けたものとみなす特定共通構造部）
第五条の二　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四から第十二号まで、第十三号から第十三号の三まで、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を	**第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十三、第五号の十四、第五号の十七、第五号の十八、第五号の二十一から第六号の二まで、第六号の四、第七号から第十一号まで、第十一号の四から第十二号まで、第十三号から第十三号の三まで、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十一号又は第四十一号の三から第四十四号までに掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けた